

平成 29 年 9 月 20 日

国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項及び業務委託 契約の変更について

1. 概要

平成 29 年 7 月 12 日、奈良県において、民間委託事業者の訪問員が詐欺罪の容疑で逮捕されたことを受け、日本年金機構では、平成 29 年 7 月 13 日より全ての民間委託事業者の訪問員による、被保険者の委託を受けた保険料の納付に関する業務（以下「納付受託業務」という。）を当面、中止することといたしました。

本事件を踏まえ、国民年金保険料収納事業における今後の納付受託業務の取扱いについて、以下のとおりご報告します。

2. 事件の内容

本事件が民間委託事業者の訪問員が平成 28 年 8 月中旬ごろ、奈良年金事務所の職員を騙り、被害者に接触し、電話で「20 歳のころから年金を払っていない」などと言い、平成 29 年 4 月に現金を要求し、5 月 3 日に現金 23 万円を詐取したものです。

当該訪問員については、平成 29 年 7 月 12 日に詐欺罪の容疑により逮捕され、その後平成 29 年 8 月 1 日に起訴されています。

3. 事件発生後の対応

日本年金機構では今回の事件を重く捉え、今後の再発防止、及び模倣犯を防ぐ観点から平成 29 年 7 月 13 日より全ての民間委託事業者の訪問員による納付受託業務を当面の間、中止することとしました。

また、全ての民間委託事業者に対して、保険料の収納に関する会計帳簿の管理、及び訪問員の管理体制について改めて立入検査を実施し、同様又は類似の事案が発生していないことを確認しました。

4. 納付受託業務の取扱い

(1) 納付受託業務の今後の取扱い

納付受託業務については、競争の導入による公共サービスの改革に関する

法律第 33 条において実施する業務として規定されており、民間競争入札実施要項において委託する対象業務とされているところです。

しかしながら、今般の事件を受けた再発防止策の策定及び模倣犯の防止について検討した結果、現時点では納付受託業務を再開することが困難であると考えられることから、委託する対象業務から納付受託業務を廃止し、業務委託契約を変更すべきと考えています。

なお、契約変更の時期については、契約地区 23 地区のうち 11 地区が平成 29 年 10 月 1 日から新契約により事業開始となることから、残り 12 地区を含め全ての契約地区において平成 29 年 9 月 30 日までに契約変更を行い、平成 29 年 10 月事業の開始時点から納付受託業務を廃止したいと考えています。

(2) 再開が困難である理由（再発防止策）

今般の事件は、民間委託事業者の訪問員がその職務の中で知り得た情報を悪用し、犯行に及んだものと推定しています。

訪問員の悪意を持った行動を防止する方法として、訪問員の行動管理の強化を検討しているところです。

その中で、納付受託業務を再開するためには国庫金を取り扱う重要性を鑑み、複数名の訪問員による収納を必須とすることを検討しましたが、全体の戸別訪問の件数に比較し納付受託業務の実施件数は極僅かであることから、常に複数名による訪問を実施することは、事業者における人員の確保及び費用面において非合理的であり実現困難であること、また納付受託業務の際に限り複数名による対応とした場合においても、そのための人員の確保が困難であることから、現時点において納付受託業務の再開は困難であると考えています。

(3) 再開が困難である理由（模倣犯の防止）

今後納付受託業務を再開するに当たっては、その旨の周知をする必要がありますが、周知に便乗し、民間委託事業者の名を騙り、国民年金保険料の名目で金員を詐取する事件が発生する懸念があります。

過去にも国民年金保険料の名目で金員を詐取する事件が発生しており、今後同様の事件の発生を防ぐためにも、現時点において納付受託業務を再開することは困難であると考えています。

5. 契約変更による事業への影響

(1) 委託費及び達成目標の見直しについて

本事業は滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務として、文書、電

話及び戸別訪問による督促を実施することとされており、納付受託業務はそのうち戸別訪問による督促業務の中に含まれます。

ただし、納付受託業務については、あくまでも訪問先において納付督促を実施した結果、滞納者から納付の希望があった場合に保険料の委託を受けることとしており、納付受託業務の為だけに訪問を行うことはないことから、納付督促業務を廃止したとしても受託事業者の実施する業務内容が著しく増加又は減少することはないと考えますので、契約変更にあたっては委託費の見直しは行わないこととします。

なお、平成 28 年度の納付受託業務の実績は、戸別訪問の実施件数約 669 万件に対して、訪問先での収納件数は約 4,400 件に留まることから、件数自体も極僅かとなっています。

また、本事業は達成目標の達成度合いに応じた委託費の増減措置を規定しており、達成目標の指標には納付月数が含まれています。

納付受託業務は訪問先において直接国民年金保険料をお預かりする業務ではありますが、納付月数への影響については平成 28 年度の督促納付月数（納付期限を経過して納付された保険料のうち、強制徴収による納付月数を除いたもの）は約 1,887 万月に対して、訪問先で納付委託を受けた月数は約 8,000 月と、非常に限定的となっています。

また、仮に納付受託業務を廃止したとしても、その他の方法による納付機会が確保されていることから、納付受託業務の廃止による納付月数への影響はないと考えますので、契約変更にあたっては達成目標の見直しも行わないこととします。

（2）お客様への影響

納付受託業務については市場化テスト事業として開始した平成 19 年事業から現在に至るまで実施している業務ですが、その間、日本年金機構ではお客様の納付機会の拡大について様々な施策を講じてきました。

とりわけ平成 16 年から始まったコンビニエンスストアにおける納付について周知が進んだこと、平成 18 年からクレジットカードによる納付が始まったこと等により、お客様の納付機会の拡大が進んでいると考えています。

また、平成 29 年 7 月 13 日以降、納付受託業務を中止していることについて、お客様からの苦情は発生していないことから、納付受託業務を廃止したとしてもお客様への影響は少ないと考えています。